

○射水市コンベンション開催事業補助金交付要綱

平成23年3月18日

告示第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、射水市コンベンション開催事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション 学会、大会・会議、修学旅行・合宿、スポーツ大会及びこれに準ずるものをいう。
- (2) 学会 学者等により構成される学術研究の向上及び発展を図ることを目的とする団体(以下「学術研究団体」という。)が主体となって、当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会その他これに類するものをいう。
- (3) 大会・会議 各種の組合その他の団体、組織の構成員等が、特定の課題に対して意見の発表及び討論をするための集会又はこれに類するものをいう。
- (4) 修学旅行・合宿 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する県外の学校及び同法第124条に規定する専修学校の学生等により実施されるものをいう。
- (5) スポーツ大会 各種の団体及び組織が、スポーツの振興や競技力の向上を図るために開催する大会をいう。
- (6) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿等宿泊に料金の支払を必要とする施設。(市の宿泊研修施設及びバンガロー、ログハウス、キャンプ場等の簡易な施設を除く。)

(補助金の交付)

第3条 市長は、交流人口の拡大を通して地域の活性化を図るため、射水市内で開催されるコンベンションの主催団体(以下「団体」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、富山県内他市町村の会場を利用したコンベンションに伴う宿泊施設が射水市内の宿泊施設である場合は、射水市内においてコンベンションを開催したものとみなす。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となるコンベンションは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 射水市内を主会場として開催されるものであること。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないものであること。
- (3) 公序良俗を害するものでないこと。
- (4) 国又は地方公共団体が主催するものでないこと。
- (5) コンベンションに参加する者のうち、県外からの参加者で射水市内の宿泊施設に宿泊する者が、延べ25人以上であること。
- (6) 合宿については、射水市内の宿泊施設に3連泊以上すること。
- (7) 団体の構成員として、国又は地方公共団体以外の者が参加していること。
- (8) コンベンションの開催に当たり、射水市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金、負担金等の金銭的援助を受けていないこと。

(補助金の額)

第5条 市長は、団体が負担した射水市内の主要な1会場の使用料に対し、別表1に定める額を会場使用料補助金として交付する。

2 市長は、コンベンション参加者の射水市内の宿泊施設への宿泊日数に応じ、別表2に定める額を宿泊支援補助金として交付する。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、射水市コンベンション開催事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、開催日の1箇月前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、当該申請書の提出期限についてはこの限りでない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)又は開催要項等コンベンションの開催内容を掌握できる書類
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 宿泊計画を示す書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、規則第5条の規定に基づき、補助金の交付を決定したときは、射水市コンベンション開催事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請を行った団体に通知するものとする。

(事業計画の変更等の承認)

第8条 規則第10条の規定により補助事業の変更等の承認を受けようとする団体は、射水市コンベンション開催事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更等を承認したときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により変更等を承認したときは、補助事業団体に射水市コンベンション開催事業補助金変更承認決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体は、事業完了後30日以内に、射水市コンベンション開催事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第8号)

(2) 収支決算書(様式第9号)

(3) 宿泊証明書(様式第10号)又は宿泊実績を証する書類

(4) 射水市内の主要な1会場又は富山県内の会場の使用料実績を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、規則第13条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、射水市コンベンション開催事業補助金額確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた団体で、補助金を請求しようとするときは、射水市コンベンション開催事業補助金請求書(様式第12号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月1日告示第154号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第226号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和2年12月17日告示第261号)

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第134号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表1(第5条関係)

コンベンション種別	会場使用料補助金	
	補助金の額	限度額
学会、大会・会議、スポーツ大会	主会場使用料の2分の1の額	100,000円

別表2(第5条関係)

コンベンション種別	宿泊支援補助金		
	補助金の額		限度額
学会、大会・会議	国外からの参加者で日本国籍を有しない者	1人1泊	200,000円
		6,000円	
	県外からの参加者	1人1泊 1,000円	
修学旅行・合宿、スポーツ大会	国外及び県外からの参加者	1人1泊 1,000円	200,000円

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

射水市長 あて

団体の住所
団体の名称
代表者氏名
連 絡 先

射水市コンベンション開催事業補助金交付申請書

年度において「 」を実施したいので、
射水市コンベンション開催事業補助金を交付されますよう次のとおり申請します。

1	交付申請額	円
	内訳 会場使用料補助	円
	宿泊支援補助	円

2 補助事業の完了年月日(予定) 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)又は開催要項等
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 宿泊計画を示す書類
- (4) その他必要と認められる書類(会場使用料見積書コピー等)

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

コンベンションの名称			
開催（予定）期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） （※修学旅行・合宿開催の場合、宿泊期間）		
開催する主な会場の名称	（※修学旅行・合宿開催の場合、宿泊先）		
開催する主な会場の使用料の見込み	円 （※修学旅行・合宿開催の場合記入不要）		
参加予定人数	国外からの参加者 県外からの参加者 県内からの参加者	人(内宿泊者数 人(内宿泊者数 人	人) 人) 人)
延べ宿泊予定人数	国外からの宿泊者 県外からの宿泊者 合計		人泊 人泊 人泊
事業の概要 （目的及び内容）			

様式第3号(第6条関係)

収支予算書

(單位：千円)

収 入		支 出	
科 目	予算額	科 目	予算額
合 計		合 計	

様式第4号(第7条関係)

射水市指令第 号

団体の住所
団体の名称
代表者氏名 様

射水市コンベンション開催事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった「 」
の実施については、次のとおり射水市コンベンション開催事業補助金を交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

射水市長 ④

1 補助金の額	金	円
内訳	会場使用料補助	円
	宿泊支援補助	円

2 補助金の交付条件

- ・ コンベンションが市内で計画どおり開催され、県外からの参加者が市内宿泊施設に延べ25人以上宿泊した実績報告に基づき、補助金額確定後に交付する。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

射水市長 あて

団体の住所
団体の名称
代表者氏名
連 絡 先

射水市コンベンション開催事業計画変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け射水市指令第 号で交付決定のあった 年度射水市コンベンション開催事業補助金について、次のとおり補助事業計画を変更(中止・廃止)したいので申請します。

記

1 コンベンションの名称

2 変更(中止・廃止)の理由

3 変更の内容(事業計画変更の場合のみ)

変更前補助金交付申請額 円

変更後補助金交付申請額 円

4 変更(中止・廃止)の予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- ・ 事業計画の変更に当たっては、当該事業計画の変更が明らかとなる書類

様式第6号(第8条関係)

射水市指令第 号

団体の住所
団体の名称
代表者氏名 様

射水市コンベンション開催事業補助金変更承認決定通知書

年 月 日付け射水市指令第 号で交付決定した射水市コンベンション
開催事業補助金については、次のとおり変更することを承認します。

年 月 日

射水市長 印

1 コンベンションの名称

2 変更の内容

変更前の補助金交付申請額 円

変更後の補助金交付申請額 円

3 変更の理由

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

射水市長 あて

団体の住所
団体の名称
代表者氏名
連 絡 先

射水市コンベンション開催事業実績報告書

年 月 日付け射水市指令第 号で交付決定のあった射水市コンベンション開催事業補助金について、補助事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 コンベンションの名称
- 2 補助事業の完了年月日
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績書(様式第8号)
 - (2) 収支決算書(様式第9号)
 - (3) 宿泊証明書(様式第10号)又は宿泊実績を証する書類
 - (4) その他必要と認められる書類(会場使用料領収書コピー、事業報告書・写真等)

様式第8号(第9条関係)

事業実績書

コンベンションの名称			
開催期間	年 月 日()～ 年 月 日() (※ 修学旅行・合宿開催の場合、宿泊期間)		
開催した主な会場の名称	(※ 修学旅行・合宿開催の場合、宿泊先)		
開催した主な会場の使用料	円 (※ 修学旅行・合宿開催の場合記入不要)		
参加人数	国外からの参加者 県外からの参加者 県内からの参加者	人(内宿泊者数 人(内宿泊者数 人	人) 人) 人)
延べ宿泊人数	国外からの宿泊者 県外からの宿泊者 合計	人泊 人泊 人泊	
事業の実績報告			

様式第9号(第9条関係)

収 支 決 算 書

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	決算額	科 目	決算額
合 計		合 計	

様式第10号(第9条関係)

宿 泊 証 明 書

年 月 日

宿泊施設	所在地
	名 称
	代表者氏名 印

下記のとおり県外から宿泊があったことを証明します。

団体名又は大会名 (コンベンション名称)		
宿 泊 年 月 日 及 び 県外からの宿泊者数	宿 泊 年 月 日	宿泊者数(左記のうち国外から)
	年 月 日 ()	人(人)
	年 月 日 ()	人(人)
	年 月 日 ()	人(人)
	年 月 日 ()	人(人)
	年 月 日 ()	人(人)
	年 月 日 ()	人(人)
	年 月 日 ()	人(人)
	合 計	人(人)

様式第11号(第10条関係)

射水市指令第 号

団体の住所
団体の名称
代表者氏名 様

射水市コンベンション開催事業補助金額確定通知書

年 月 日付け射水市指令第 号で交付決定した、射水市コンベンション開催事業補助金については、年 月 日付け実績報告に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

射水市長 印

補助金の確定額	金	円
内訳	会場使用料補助	円
	宿泊支援補助	円

様式第12号(第11条関係)

年 月 日

射水市長 あて

団体の住所
団体の名称
代表者氏名
電 話 番 号

射水市コンベンション開催事業補助金請求書

年 月 日付け射水市指令第 号で確定を受けた標記補助金について、
次のとおり請求します。

- 1 補助金の確定額 金 円
- 2 補助金の請求額 金 円

3 送金先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店 支店 支店							
口座の種類	当座 ・ 普通預金 ・ その他()								
口座番号	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
口座名義	(フリガナ)								

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第9条関係)

様式第10号(第9条関係)

様式第11号(第10条関係)

様式第12号(第11条関係)